

四月十三日 宣旨見ノ結果左ニ第廿四及十三日
日付解法ニ

- 一 債権ニ就テ、四月十日ノ日付宣旨ノ増徴ニ
 - 一 他業係附掛各ノ事ハ従前如シ
 - 一 休業日手當ニ就テ、三大部ノ限、日付、五ノ
- 支給ス。

○政製陶工場外三十九名(一四二一四名)

所ニ在 岐阜縣土岐郡白川町字滝尾

労働者 六二名(内女二四五名)

其カ者 三七名(男)

其間此在ニ

陶磁器宣ノ業宣煙人九三十七名、製陶業ノ所ニ在
好轉ノ如ク、概見セシムルニ、是等煙人ニ依テ、宣
道ノ状態ナクシテ、宣道ノ上ノ要ルセ、交托信セシム
ルニ、四月二日、宣道ノ行

要本事項

一 宣道ノ人夫賃月一、四三十九名(一四二二十年)

一 宣道ノ人夫賃月一、三四(一四二四年)

四月二日、宣道ノ宣道ノ労働者側ノ要本事項、他
理由ノ好轉ノ事實、相違セシムル労働者側ノ
省ノ多シ、宣道ノ労働者

○平賀田(一四二一年)